

東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱

31総防計第647号

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、首都直下地震等の災害発生時、大規模な停電が発生することが想定される中、地域の防災活動に支障が生じないように、また、身近な地域で充電が可能となるように、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が実施する、地域コミュニティの防災活動拠点における電源確保に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるほか、この要綱の定めによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域コミュニティ

自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）その他これに準ずる組織をいう。

(2) 防災活動拠点

地域コミュニティの活動の場となる施設又は場所並びに地域コミュニティが使用する資器材等の保管施設をいう。

(補助事業等)

第4条 本補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

2 補助事業は、区市町村による、地域コミュニティが防災活動拠点において使用する次の各号に掲げる器材の整備又は助成事業とする。

(1) 非常用発電機（可搬式とする。）

(2) 電池（可搬式とする。蓄電池を含む。）

(3) 充電器（携帯電話等の情報通信機器を充電するために上記各号の器材と接続するコード類を含む。）

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する費用のうち、別表に掲げる補助対象費目に関する経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、東京都の予算の範囲内において、別表に定める基準に基づき算出する額とする。ただし、第4条に掲げる事業であって、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める場合は、補助対象経費をあん分し算出するものとする。

2 前項の補助金の額は、補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又はその他の補助金、助成金等（以下「国からの補助金等」という。）を充当する場合にあつては、当該補助対象経費から当該国からの補助金等を控除した額を基に前項の規定により算出する額とする。

3 第1項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事の指定する日までに、申請書（別記様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、東京都の予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、決定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 知事は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するも

のとする。

- 4 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 5 知事は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付して申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受け、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、当該申請の撤回をしようとするときは、前条第1項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、申請撤回届出書（別記様式第3）を知事に提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（別記様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の計画変更承認申請書の提出があったときはこれを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、決定額変更通知書（別記様式第5）により前項の補助事業者に通ずるものとする。
- 3 知事は、前項の規定による承認をする場合、必要に応じて補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業（中止・廃止）承認申請書（別記様式第6）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認申請書の提出があったときはこれを審査し、承認又は非承認を決定の上、中止（廃止）承認（非承認）決定通知書（別記様式第7）により補助事業者に通ずるものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（別記様式第8）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日とする。以下同じ。)から起算して30日又は第8条第1項の規定による通知を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第9)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業実施期間内において都の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の実績報告書又は同条第3項の報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項の規定による承認をしたときは、その承認した内容とする。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに金額確定通知書(別記様式第10)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額の合計に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額(第10条第2項の規定により変更した場合は、変更した額とする。)とのいずれか低い額とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(別記様式第11)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(補助金の支払)

第15条 知事は、第13条第1項の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(別記様式第12)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付の

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) その他補助事業者が補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

2 前項の規定は、第13条第1項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産等の管理等)

第17条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（別記様式第13）を備え、管理するとともに、取得財産等があるときは、第12条第1項に規定する実績報告に当たり、取得財産等明細表（別記様式第13）を実績報告書（別記様式第9）に添付して提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第18条 取得財産等処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 取得財産等処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間内において、取得財産等処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第14）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、前項の申請書を受けた後、速やかに財産処分承認書（別記様式第15）により、同項の補助事業者に通知するものとする。

5 知事は、補助事業者が取得財産等処分をすることにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができるものとする。

とする。

- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した場合において、取得財産等処分をすることにより補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 知事は、第16条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

(違約加算金の計算)

第20条 知事は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 知事は、第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

補助対象費目	経費	補助金の額
備品等購入費	区市町村が、非常用発電機、電池及び充電器の購入に要した経費	地域コミュニティ1組織当たり、600千円を限度と
負担金、補助及び交付金	地域コミュニティが、区市町村の助成を受けて整備する非常用発電機、電池及び充電器の購入に要した経費	して、補助対象経費の2分の1とする。

様式第 1（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

申請者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付申請書

東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助金所要額内訳書（別紙 1）
- 4 費目別内訳書（別紙 2）
- 5 補助事業の開始及び完了予定日
 - （1）事業開始予定日 年 月 日
 - （2）事業完了予定日 年 月 日
- 6 資金計画書（別紙 3）

（注）補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

（備考）用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2（第 8 条関係）

番 号
自治体名

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業について、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、補助金を下記のとおり交付する。

年 月 日

東京都知事

印

記

- 1 補助事業及びその内容は、年 月 日付 第 号により申請のあった 年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付決定額は、金 円とする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合において、総事業費、補助対象経費又は補助金の額が変更される時は、別に通知するところによるものとする。
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額の合計に補助率を乗じて得た額と、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定により交付の決定をした補助金の額（交付要綱第 10 条第 2 項の規定により変更した場合は、変更した額とする。）とのいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「交付規則」という。）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
(1) 交付規則第 18 条第 1 項の規定による決定の取消し、交付規則第 19 条の規定による補助金等の返還、交付規則第 20 条第 1 項の規定による違約加算金の納付及び同条第

2項の規定による延滞金の納付

(2) 補助事業者の名称及び不正内容の公表

- 5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額することとする。
- 6 その他、知事の付した条件を遵守しなければならない。

様式第3（第9条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付申請撤回届出書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記の補助金に係る交付の申請は、下記のとおり撤回することとしたので、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、届け出ます。

記

1 交付申請の撤回理由

- (1) 異議のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
- (2) 理由

2 撤回する交付の申請に係る補助金の額

金 円

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。

様式第4（第10条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記の補助事業に係る計画を、下記のとおり変更したいので、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 計画変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 計画変更後の費用の配分及び補助金の額（別紙）

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。

別紙（様式第4関係）

計画変更後の費用の配分

（単位：円）

経費の区分	総事業費			補助対象経費		
	変更前	変更後	増 減	変更前	変更後	増 減
合 計						

（注）変更後の経費については、その算定根拠となる資料を添付すること。

計画変更後の補助金の額

（単位：円）

変更前	変更後	増 減
円	円	円

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。

様式第 5（第 10 条関係）

番 号
自治体名

年 月 日付 第 号で変更申請のあった 年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業について、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付する。

年 月 日

東京都知事



記

- 1 変更後の補助事業及びその内容は、年 月 日付 第 号により申請のあった 年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業計画変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助金交付決定額は、金 円とする。
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額の合計に補助率を乗じて得た額と、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定により交付の決定をした補助金の額（交付要綱第 10 条第 2 項の規定により変更した場合は、変更した額とする。）とのいずれか低い額とする。

様式第 6（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記の補助事業について、下記のとおり（中止、廃止）したいので東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 事業を（中止・廃止）する理由

（備考）用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第7（第10条関係）

番 号
自 治 体 名

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業
中止（廃止）承認（非承認）決定通知書

年 月 日付 第 号により承認申請のあった標記の補助事業について、下記のとおり承認する<承認しない>ことに決定したので通知します。

年 月 日

東京都知事 印

記

1 承認<非承認>の理由

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金実施状況報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記の補助事業の実施状況について、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況の概況

2 補助対象経費の執行状況

補助対象経費			執行の状況
経費の区分	執行予定額（円）	執行済額（円）	

（備考）用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とする。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記の補助事業が（完了し・廃止され）ましたので、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の（完了・廃止）年月日 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金精算額 金 円
- 4 補助金精算額内訳及び事業実績書（別紙1）
- 5 費目別内訳書（別紙2）
- 6 事業収支総括書（別紙3）

（注）消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金精算額}$$

（備考）用紙は、日本産業規格A列4番とする。

番 号
年 月 日

殿

東京都知事



年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号により実績報告のあった 年区市町村庁舎の非常用電源設置等補助事業について、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	金	円
2 交付決定額及び確定額		
（1）交付決定額		円
（2）確定額		円
（3）差引額		円

様式第 11（第 14 条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記の補助事業について、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額（交付要綱第 13 条第 1 項により確定した補助金の額）
- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除額
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除額
- 4 補助金返還相当額

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（備考）用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 12（第 15 条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金請求書

年 月 日付 第 号により確定通知のあった標記の補助金に係る支払いを受けたいので、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

（備考）用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 13（第 17 条関係）

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

〔 年度 〕

（単位：円）

財産の名称	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

（注） 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項に定める処分制限金額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（備考）用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とする。

東京都知事 殿

補助事業者名 印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金に係る財産
処分承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記の補助事業について、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産名称	規格	数量	処分の方法	処分の理由	処分の時期等	備 考

2 処分の相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

3 処分の条件（注 2）

（注） 1 処分の方法欄には、使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の別を記載する。

自己使用の場合は、用途を記載する。

2 使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

3 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

4 取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）を添付すること。

（備考）用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 15（第 18 条関係）

番 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金に係る財産処分承認について（通知）

年 月 日付 第 号により申請のあった 年度東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業に係る財産処分については、東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱第 18 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 財産処分承認内容

年 月 日

東京都知事 殿

申請者名 印

全体計画（変更）承認申請書

標記について、下記のとおり（変更）承認を受けたいので、要綱第7条第1項に基づき申請します。

記

1	補助事業の名称	東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業
---	---------	-------------------------

2	補助事業対象となる 区市町村制度の名称	
---	------------------------	--

3	対象となる制度の目的・内容
(制度目的・内容について記入)	

4	地域コミュニティ組織数	組織
---	-------------	----

(内訳) 町内会等： 組織、 学校区： 組織、 管理組合等： 組織、 その他： 組織

5	全体計画表（補助金交付申請は年度毎に行う）			(単位：千円)		
	補助対象費目	総事業費	補助対象外経費	補助対象経費	(内、補助対象経費年度別内訳)	
					年度	年度
					年度	年度
	備品等購入費	()	()	()	()	()
				0		
	負担金、補助 及 交 付 金	()	()	()	()	()
				0		
	合 計	()	()	()	()	()
		0	0	0	0	0

(備考) 全体計画の変更申請の場合には、変更前を上段かつこ書きとすること。

6	事業期間（予定）	年 月 ～ 年 月
---	----------	-----------

7	全体計画(変更)承認を必要とする理由（下記の該当する項目にチェックを入れてください。）
	<input type="checkbox"/> 交付決定を受ける年度内に事業が完了しないため。 <input type="checkbox"/> 補助事業の期間が長期（1年以上）に渡るため。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【全体計画承認申請書】

年度 補助金所要額内訳書

区市町村名		担当部課 所在地	〒			
担当部課		電話番号				
		FAX				
担当者名		E-Mail				
事業対象となる制度名						
対象制度の目的・内容						
地域コミュニティ組織数	組織					
(内訳) 町内会等: 組織、 学校区: 組織、 管理組合等: 組織、 その他: 組織						
事業の期間	年 月 日から 年 月 日					
総事業費・内訳	補助対象費目	助成等対象組織数	総事業費(円)	補助対象外経費(円)	補助対象経費(円)	
	備品等購入費				0	
	非常用発電機				0	
	電池				0	
	充電器				0	
	負担金、補助及び交付金				0	
	非常用発電機				0	
	電池				0	
	充電器				0	
合計	0	0	0	0		
財源内訳	区分	金額(円)		区分	金額(円)	
	東京都補助金			補助金額積算	総事業費 A	
	国庫補助金又は交付金				補助対象外経費 B	
	一般財源				補助対象経費 C=A-B	0
	その他					
	(内訳)				按分比 D	
					補助率(%) E	
	合計	0			補助金額 F=C*D*E	0
事業に対する国庫補助金又は交付金の有無		無・有(制度の名称)				
予算成立状況	成立・成立見込		予算成立時期	年 月 日		
添付書類	1 制度要綱等の内容が分かる資料 2 支給(助成)対象器材のカタログ等 3 その他					

(注) 1 各欄の額は、消費税及び地方消費税相当分を含んだものであること。
2 複数年の補助を希望する場合は、全体計画書を添付すること。

年度 資金計画書

区市町村名: _____

申請者: _____

(単位:円)

収 入				
財源内訳区分	金 額		備 考	
東京都補助金	交付(予定)額			
国庫補助金又は交付金	交付(予定)額			
申請者の負担額	予 算 額			
		(当初予算)		(補正予算)
	一般財源			
	その他			
		(内訳)		
	小 計			
合 計				

支 出		
補助対象費目	総事業費	備 考
合 計		

年度補助金精算額内訳及び事業実績書

区市町村名		担当部課 所在地	〒
担当部課		電話番号	
		FAX	
担当者名		E-Mail	
事業対象となる制度名			
対象制度の目的・内容			
地域コミュニティ組織数	組織		
(内訳) 町内会等: 組織、 学校区: 組織、 管理組合等: 組織、 その他: 組織			
事業の期間	年 月 日から 年 月 日		
事業費収支精算(円)		事業費支出内訳(円)	
総事業費 (精算額)	A	備品等購入費	
補助対象経費 (精算額)	B	負担金、補助及び交付金	
補助率	C	補助対象外経費	
あん分比	D		
補助金の額 (精算額)	$E=B*C*D$	補助対象経費 B	
交付決定額	F		
受入額 (D又はEのいずれか低い額)	G		
差し引き過不足額	$H=F-G$		
経 費 内 訳(円)			
区 分			計
契約年月日/ 交付決定日			
契約額/ 交付額			
支出額/ 精算額			
納品検査日			
添付書類	1 契約書の写し 2 支出証拠書の写し 3 検査調書の写し 4 実績報告書 5 購入等製品のカタログ類 6 その他		

(注) 各欄の額は、消費税及び地方消費税相当分を含んだものであること。

年度 費目別内訳書

補助事業者()

(単位:円)

補助対象費目	対象組織数	品名	形状寸法・規格	数量	単位	単価	金額	対象内経費	対象外経費
備品等購入費									
非常用発電機									
電池									
充電器									
小計									
消費税相当額									
合計	()						()	()	()
負担金、補助及び交付金									
非常用発電機									
電池									
充電器									
小計									
消費税相当額									
合計	()						()	()	()
事業費合計	()						()	()	()

(注) 備品等購入費及び負担金、補助及び交付金の各合計額については、交付決定時の金額を上段に()書きし、下段に精算時の金額を記載すること。

年度 事業収支総括書

補助事業者: _____

(単位:円)

収 入			
財源内訳区分	金 額		備 考
東京都補助金	交付決定額	交付額	
国庫補助金又は交付金	交付決定額	交付額	
補助事業者の負担額	予算額	実績額	
一般財源			
その他			
(内訳)			
小 計			
合 計			

支 出		
補助対象費目	総事業費	備 考
合 計		

